

## 魚津市告示第29号

魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領の一部改正について

魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成23年魚津市告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月18日

魚津市長 村椿 晃

第3条第2項第1号中「（建築工事、建築工事に伴う設備工事及び解体工事を除く。）」を削り、「10分の9」を「10分の9.2」に、「10分の7」を「10分の7.5」に改め、同号の表中「100分の95」を「100分の97」に、「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に、「10分の7から10分の9」を「10分7.5から10分の9.2」に改め、同号を同項第2号とする。

第3条第3項第1号中「地質調査業務にあつては10分の8.5」を「測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5」に改め、同号の表測量業務の項中「10分の4」を「10分の4.8」に改め、土木関係の建設コンサルタント業務の項中「10分の3」を「10分の4.8」に改め、地質調査業務の項中「間接調査費の額」を「間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額」に、「10分の7.5」を「10分の8」に、「10分の4」を「10分の4.8」に改め、補償関係コンサルタント業務の項中「10分の3」を「10分の4.5」に改め、同項第2号中「地質調査業務にあつては10分の8.5」を「測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の規定は、令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に入札公告又は指名通知がなされた入札については、なお従前の例による。